

一般廃棄物収集運搬業許可証

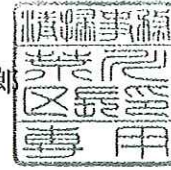
住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
 氏名 高嶺清掃 株式会社
 代表取締役 関川 泰子
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

荒川区長 西川 太一郎

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
- 4 作業場所 荒川区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から
平成23年3月31日 まで
- 6 許可の条件
作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。
特定家庭用機器再商品化法対象物の運搬先は、必要な許可を有する区内の指定引取場所に限る。

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により荒川区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により荒川区を被告として(荒川区長が被告の代表者になります。)提起することができます。なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日から1年を経過したときは、処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。